

『申第18号・大阪交番検査車両所における

「出勤遅延についての掲示」に関する申し入れ』に対する窓口回答

社員を犯罪者扱した掲示をこっそり剥がす会社！ 組合の申し入れに労使協議開催せず！

10月18日、『申第18号・大阪交番検査車両所における「出勤遅延についての掲示」に関する申し入れ』について会社窓口から回答および説明がありました。

『申第18号』は、大阪交番検査車両所で会社が掲出した「出勤遅延についての掲示」で、当該社員の「出勤遅延回数」を「累犯者」とし犯罪者扱いしたこと、さらにはプライベートな行動までも記載したことについて、これらを直ちにやめること等を申し入れていたものです。

会社は『申第18号』について、労使協議を開催しないとしたため、本部は労使協議を開催することを迫りましたが会社の対応は変わらず、対立を確認しました。

以下、会社の回答と主な議論です。

<申第18号に対する会社回答>

1. 「出勤遅延についての掲示」で「出勤遅延回数」を「累犯者」としているが、『国語辞書』よれば「累犯者」とは「一度処罰されたことのある者がふたたび犯罪を犯すこと」とされている。会社が複数回の出勤遅延をしてしまった社員を「累犯者」とした根拠を明らかにすること。

【回答】

付議事項に該当しないため業務委員会は開催しない。

2. 出勤遅延が発生した場合に、当該社員を犯罪者扱いする姿勢を直ちに改めること。また、処分等、ペナルティーを課すことをやめること。

【回答】

出勤遅延は業務命令に反することであり、然るべき処分を科すのは当然のことである。

3. 出勤遅延が発生した場合は当該社員からの報告のみに留め、事情聴取を行

わないこと。また、社員のプライベートに関する事情聴取は、パワーハラスメント行為であるため絶対に行わないこと。

【回答】

基本協約改訂交渉で議論したことであり、議論を踏まえて協約を締結したものであり、このタイミングでは議論しない。

4. 社員を犯罪者扱いし、プライバシーに関することを社員に公表する「出勤遅延についての掲示」を直ちに廃止すること。

【回答】

付議事項に該当しないため業務委員会を開催しない。

<主な議論>

組合：会社掲示に「累犯者」とする記述があったのは事実でよいのか。

会社：事実と認識している。

組合：「累犯者」とした表現は社員を犯罪者扱いすることであり認めることはできない。大阪交番検査車両所では、この掲示を10月8日に撤去したが知っているか。

会社：知っている。掲示は時期が来れば剥がすものであり適切に行っている。

組合：「累犯者」という表現が適切でないと判断したから撤去したのではないか。

会社：関西支社で適切に判断して行ったことである。

組合：本社は「累犯者」という表現をどう考えているのか。

会社：ここではわからない。

組合：組合からの申し入れに基づいて掲示を撤去したのではないか。

会社：確認していないので分からない。

組合：プライバシーを侵害する事情聴取は、厚生労働省のガイドラインにあるようにパワーハラスメントである。直ちにやめること。

会社：あくまでもガイドラインであり法律化されたものではない。ここに資料がないのでパワーハラスメントに該当するかどうか詳細は分からない。

組合：出勤遅延は故意に行った訳ではない。本人が反省すれば済むことである。処分等を行わないこと。

会社：出勤遅延した時間は勤務していないのだから、賃金カットや処分等、然るべき取り扱いを行っていく。

組合：問題がありすぎる。労使協議を開催して議論するべきである。

会社：労使協議は開催しない。

組合：対立を確認する。

以 上